

実用新案制度形成の経緯

1．明治38年実用新案法制定以前

明治18年（1885年）に、殖産興業政策の推進と国内の近代化の一環として、特許制度（専売特許条例）が施行された。

明治30年（1897年）に外国人出願が行われるようになったが、我が国の出願人の発明は技術水準が低く、外国から導入した基本技術の改良が中心であったため、有力な特許の多くは外国人によって占められていた。したがって、欧米に比べて技術水準が極めて低い日本人の出願の大部分が拒絶され特許法では小発明を保護することができない状況であった。

2．明治38年実用新案法制定

明治38年（1905年）に、産業政策上、特に我が国の小発明を積極的に保護奨励する制度を設ける必要があるとし、ドイツの実用新案保護法を母法として実用新案法が制定された。

3．大正10年実用新案法改正

第一次世界大戦をきっかけに、特にドイツからの輸入に依存していた染料や医薬品分野においては、輸入が途絶えて混乱が生じるなど、我が国の産業や技術の基盤のもろさが露呈された。自主技術開発の必要性を痛感した日本は、科学技術の振興に力を注ぐようになる。科学技術振興政策は発明の奨励とも結びつき、制度改正等に対する要望等も活発になされるようになった。こうした産業財産権制度をめぐる外部環境の変化の下、大正10年（1921年）に実用新案法が改正された。

4．昭和34年実用新案法改正

第二次大戦直後、我が国の自主開発技術は少なく、海外からの導入技術を組み合わせた低コスト量産化が中心であり、我が国の技術進歩は、海外からの導入技術によって支えられた。しかし、昭和30年代に入り技術水準が向上するにつれ、実用新案程度の改良は、通常の企業活動上、必要に応じて行うことが可能になり、小発明保護の必要性が次第に希薄化してきた。

こうした背景から、産業財産権四法に関し抜本的な見直しを開始され、約10年に及ぶ検討を経て、昭和34年（1959年）に全面改正が行われた。

5．高度成長期と昭和45年実用新案法改正

(1) 出願件数の急増

1970年代まで続く高度成長期は、当時、日本と欧米との間に存在した技術格差を埋めるキャッチアップのプロセスでもあり、我が国の自主技術開発が進み、特許出願の増加が生じた。また、消費生活の向上により、家電製品、乗用車等のように、細かな改良を伴う新製品の開発やモデルチェンジが次々に行われ、実用新案登録出願も増加した。高度成長期初期の昭和30年（1955年）には約6万件だった実用新

案登録出願は、昭和 50 年（1975 年）には 3 倍の約 18 万件に達した。

（ 2 ）昭和 4 5 年実用新案法改正（審査請求制度の導入）

出願件数の急増に伴い、未処理案件の累積という事態が生じ、昭和 44 年には、実用新案の平均処理期間は約 5 年に達していた。そこで、特許・実用新案については、ドイツやオランダの制度にならい出願審査請求制度が導入された。これにより、特許は出願から 7 年間、実用新案は 4 年間、審査請求の必要性の有無を判断する期間が設けられ、要処理件数の減少につながった。

6 . 技術のソフト化・成熟化と昭和 6 2 年特許法改正

（ 1 ）出願件数の減少

1980 年代に入ると、日本独自の研究開発が進展し技術輸出が増加するなど、欧米との技術格差は大きく縮小した。1980 年代から 1990 年代にかけては、欧米からの技術導入が頭打ちになるとともに、生活水準の向上や企業経営の高度化、コンピュータ市場、ソフトウェア市場の劇的な拡大、情報化社会の到来等、新たな市場や産業分野が登場する中で、技術のソフト化・成熟化が進展した。

こうした日本の技術の進歩、成熟化に伴い、特許出願が増加を続ける中、制度創設以来、特許出願件数を上回っていた実用新案登録出願件数は、伸びが次第に低下し、昭和 56 年（1981 年）以降は特許出願件数を下回るようになった。

（ 2 ）昭和 6 2 年特許法改正（多項制の改善）

技術開発の進展に伴い、特許出願内容が高度化・複雑化の度合いを深める中、技術開発の成果を漏れなく保護するためには、従来の「多項制」には記載形式等に限界があることが明らかになってきたことから、昭和 62 年（1987 年）に多項制を改善する法改正が行われた。

これにより、1 つの発明については、形式にかかわらず複数の請求項を記載でき、新規性、進歩性等の判断については個々の請求項ごとに独立して判断することとなった。また、別発明であっても、相互に密接な関係のある発明については同一の願書で出願できるようになった。

この多項制の改善を契機に、実用新案制度の利用は大幅に減少した。理由としては、これまで実用新案登録出願されてきた考案についても、特許出願の請求項に記載されるようになったためと考えられる。

7 . 平成 5 年実用新案法改正【参考資料 2 参照】

実用新案登録出願件数が減少する一方、技術革新の進展及び加速化を背景として、実用新案登録出願には極めて早期に実施される製品が多いこと、製品が短ライフサイクル化の傾向にあることから、技術・製品の適切な保護を図るための早期登録を可能とする制度に対するニーズが顕著となった。こうしたニーズに応えるため、平成 5 年（1993 年）に実体的要件審査を伴わない無審査・事後評価型の新実用新案制度が採用された。